

《訪問型産後ケア事業 利用案内》

【令和8年4月より】

育児に不安のあるお母さんの育児のサポートと、赤ちゃんとの生活を整えていくために、ご自宅に訪問した助産師から、母子のケアや授乳指導・育児相談等が受けられる事業です。

☆利用できる方 古河市に住民票があり、下記にあてはまる、産後1年未満(※)のお母さんとお子さん

- ① 育児不安等がある人
- ② 産後の経過に応じた休養や育児のサポートが受けられない人
- ③ その他、特に支援が必要と認められる人

※医療行為が必要な人は対象となりませんので、ご了承ください。

※協力医療機関・助産院(所)により受け入れ可能な月齢が異なりますので、産後に心身の不調があり、利用を希望される人は、まずは子育て包括支援課にご相談ください。



☆協力医療機関・助産院(所)

秋葉産婦人科 船橋レディスクリニック

出張助産院 ちさと 出張専門助産所 お結び 出張専門助産所 にご

☆ケア内容

助産師の訪問により、母子の体調等にあわせ、下記のサービスを受けることができます。

- ・母へのケア(母体の健康状態、乳房トラブルなどの乳房ケア、休息に関すること)
 - ・お子さんへのケア(児の健康状態、発育、発達、体重、栄養等のチェック)
 - ・育児のサポート(授乳指導、スキンケアや沐浴指導)や育児相談
- ※お子さんのみのご利用はできません。

☆利用料金

1回あたり2時間程度 1,000円(利用者負担)

※多胎児でご利用の場合も自己負担額は同額です。(多胎加算分は市の負担となります)

※生活保護受給者・非課税世帯者の利用者負担金は、免除または減額されます。免除・減額を受ける際は、市民税の課税証明書等を提出していただく場合がありますので、ご相談ください。

☆利用期間

5日間まで ※多胎の場合は10日間まで利用可能

☆利用方法

- ① **子育て包括支援課に事前にご相談ください。**

市の母子保健事業等のご案内をいたします。その他、退院後の生活にご心配がある場合には、家庭訪問や電話相談等もご利用できますので、お気軽にお問合せください。

- ② **産後ケア利用申請**

右のQRコードを読み取り、電子申請を行ってください。

- ③ **決定通知**

②の申請から審査・承認のため1週間程度かかる場合があります。

協力医療機関・助産院(所)の空き状況により、ご希望に添えない場合があります。

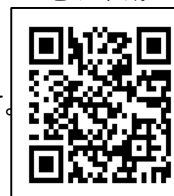
- ④ **産後ケアを利用**

利用料金を医療機関・助産院(所)にお支払ください。

- ⑤ **利用後アンケートの実施**

決定通知書に同封されたアンケートへの回答をお願いします。

電子申請



<問い合わせ先> 古河市役所(古河福祉の森会館) 子育て包括支援課

受付時間:月~金(祝祭日・年末年始を除く)午前8時30分~午後5時15分

住所 〒306-0044 古河市新久田271-1

電話 0280-48-6881 FAX 0280-48-6876